

# 本市国民健康保険の 特定健康診査等実施計画を策定しました

平成20年度から、40～74歳の人を対象とした「特定健康診査」と「特定保健指導」が医療保険者に義務化されました。

これは、日本の三大死因のがん、心臓病、脳卒中を引き起こす要因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を改善するために取り組まれるものです。

本市も、国民健康保険の保険者として、実施計画を策定しました。



## 鳥取市国民健康保険特定健康診査等実施計画（抜粋）

### 目的

鳥取市国民健康保険の被保険者を対象として、特定健診・特定保健指導を円滑に実施し、被保険者の生活習慣病を予防することにより、誰しもの願いである健康と長寿を確保することを目的とします。

### 期間

平成20～24年度の5年間とします。

### 特定健康診査の実施

#### 実施内容

##### <基本項目>

問診（服薬歴、喫煙歴など）  
身体測定（身長、体重、BMI、腹囲）  
血圧測定 検尿（尿糖、尿蛋白）  
血液検査（脂質、血糖、肝機能）  
医師の診察

##### <詳細項目（医師が必要と判断した場合のみ）>

心電図 眼底検査 貧血検査

#### 実施方法・自己負担額

個別健診 1500円

集団健診 500円

市民税非課税世帯は無料

#### 実施場所

市が委託する医療機関・健診機関

#### 実施期間

毎年度7月～翌年2月

#### 実施に関する目標値

年度（平成）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実施者割合	33.0%	41.0%	49.0%	57.0%	65.0%

### 特定保健指導の実施

#### 実施内容・自己負担額

##### <動機付け支援>

対象：メタボリックシンドローム予備群

内容：対象者自らが生活習慣の改善目標を設定し、これを行動に移せるよう医師・看護師・管理栄養士などが原則1回支援する。

自己負担額：500円

##### <積極的支援>

市民税非課税世帯は無料

対象：メタボリックシンドローム該当者

内容：対象者自らが設定した行動目標を達成するため、医師・保健師・管理栄養士などが定期的・継続的に支援する。

自己負担額：3000円

#### 実施方法

市民税非課税世帯は無料

市の直営または医療機関などへの委託

#### 実施期間

毎年度9月～

#### 実施に関する目標値

年度（平成）	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
実施者割合	15.0%	23.0%	31.0%	39.0%	45.0%

この計画の目標値達成状況に応じて、平成25年度からの後期高齢者支援金が減額または増額されることとなっています。

## 特定健康診査（メタボ健診）が7月からスタートします！

対象となる人：鳥取市国民健康保険に加入している40歳以上の人

受診方法：7月上旬に送付する受診券と被保険者証を持参のうえ、市が委託する医療機関・健診機関で受診

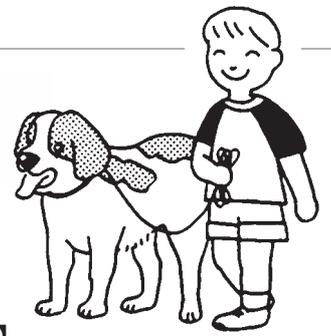
健診結果：受診の約1カ月後に、受診した医療機関・健診機関からお知らせします。

特定保健指導の該当となった人：受診結果通知後、改めて保健指導利用券を送付します。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎（0857）20-3481

# 飼い犬の登録・狂犬病予防注射の追加実施

平成20年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を追加実施します。まだお済みでない人は、案内状・手数料を持参し、下記の各会場に飼い犬を連れてきてください。飼い犬は、生涯に1回登録を行い、毎年1回、4～6月の間に注射を受ける必要があります。  
平成7年度以降に登録されていない飼い犬は、新規の登録が必要です。



## 手数料

新規（平成7年度以降に登録されていない生後91日以上の飼い犬）  
登録料+予防注射料+手数料=5950円  
継続（平成7年度以降に登録された飼い犬）  
予防注射料+手数料=2950円  
㊦の飼い犬表示シールは、別途80円が必要です。  
注射のとき犬が暴れる場合があります。必ず押さえることのできる飼い主が連れて来てください。  
犬同士がケンカをしないよう、十分注意してください。  
ふんの始末などは、飼い主が責任を持って行ってください（今年4月から施行された「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」でふんの放置は禁止されています）。

## 【鳥取地域】

実施日	時間	会場
11日(水)	9:30 ~ 9:40	美萩野一丁目集会所
	9:55 ~ 10:05	湖山西地区公民館
	10:15 ~ 10:30	湖山地区公民館
	10:45 ~ 10:55	賀露6区公民館
	11:15 ~ 11:30	浜坂地区公民館
12日(木)	9:00 ~ 9:10	湖南地区公民館
	9:30 ~ 9:40	松保地区公民館
	10:00 ~ 10:10	古海隣保館
	10:30 ~ 10:40	富桑隣保館
	10:50 ~ 11:00	城北地区公民館
13日(金)	9:30 ~ 9:40	JA 鳥取支店
	9:50 ~ 10:00	東吉成会館
	10:10 ~ 10:20	大覚寺公民館
15日(日)	10:30 ~ 10:40	美穂地区公民館
	9:30 ~ 10:30	鳥取市役所
	9:30 ~ 9:45	津ノ井地区公民館
16日(月)	10:00 ~ 10:15	面影地区公民館
	10:30 ~ 10:45	岩倉地区公民館
	11:00 ~ 11:15	稲葉山地区公民館

## 【国府地域】

実施日	時間	会場
15日(日)	9:30 ~ 10:00	国府町総合支所

## 【福部地域】

実施日	時間	会場
9日(月)	11:00 ~ 11:20	福部町総合支所

## 【河原地域】

実施日	時間	会場
6日(金)	11:25 ~ 11:45	河原町総合支所

## 【用瀬地域】

実施日	時間	会場
6日(金)	10:50 ~ 11:10	用瀬町総合支所

## 【佐治地域】

実施日	時間	会場
6日(金)	10:15 ~ 10:35	佐治町総合支所

## 【気高地域】

実施日	時間	会場
10日(火)	10:10 ~ 10:30	農業者トレーニングセンター

## 【鹿野地域】

実施日	時間	会場
10日(火)	10:50 ~ 11:10	鹿野町総合支所

## 【青谷地域】

実施日	時間	会場
10日(火)	9:30 ~ 9:50	青谷町総合支所

いずれの会場でも受け付けます。

飼い犬の死亡、住所変更などの場合は、市役所本庁舎 1階生活環境課 ☎ (0857) 20-3216または各総合支所市民生活課まで連絡してください。

飼えなくなった犬や猫については、東部総合事務所生活安全課 ☎ (0857) 20-3675へご相談ください。

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎ (0857) 20-3216

## ハッピーマンデーのごみ収集について

(該当地区のみ)

	7月21日 海の日	9月15日 敬老の日	10月13日 体育の日	1月12日 成人の日
可燃ごみ プラスチック 古紙類	収集 します	収集 します	収集 します	収集 します
ペットボトル	23日に 振り替えます	17日に 振り替えます	15日に 振り替えます	14日に 振り替えます
食品トレー 資源ごみ 小型破砕ごみ	収集 しません	収集 しません	収集 しません	収集 しません

ハッピーマンデー以外の祝日は、可燃物と古紙のみ収集します。

ハッピーマンデー制度とは、成人の日を1月15日から1月の第2月曜日に、海の日を7月20日から7月の第3月曜日に、敬老の日を9月15日から9月の第3月曜日に、体育の日を10月10日から10月の第2月曜日に移動させる制度です。月曜日を休日にする事で、土・日・月曜を3連休とし、余暇を過ごしてもらおうという趣旨で制定されました。

月曜日が休みになることが多くなり、地区によってごみの収集回数に差が出てしまうことから、本市ではハッピーマンデーに当たる日に、可燃物・プラスチック・古紙の収集を始めています。

問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎ (0857) 20-3217

## 不法投棄監視員

現在本市では、330人の市民のみなさんが、自然豊かな美しい鳥取市を守るため、ボランティアの不法投棄監視員として活動しています。



最近、店名不明のトラックが住宅地で家電製品などの有料回収を行った後、山間部に大量に不法投棄した事例も報告されています。このような業者には絶対に回収を依頼しないでください。